ケ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

本組合員ハ本組合区域内ノ土地ヲ賣却スル場合ハ前以テ本組合ニ届出テ本組合員ノ承認ヲ経ルヲ要ス

但シ賣却者不止得理由アル場合ハ此ノ限ニアラス

買入レタル場合モ本組合ニ届出ヲ要スルモノトス

第十九條　耕地所有者ハ区域内ニ所有スル田地又ハ耕地番皆ヲ本組合ニ提供シ賃貸契約証書ト交換ス此ノ場ハ勿論証書ハ本組合ノ定ムル書式ニ依ル

第二十條　区域内ノ田地耕作者ハ總テ本組合ノ命スル小作料ニ服従シ小作最善ノ注意ヲ以テ耕作ニ従事スルコトヲ誓約シ保証人連署ノ小作証書ヲ本會ニ差入ルヘシモノトス

此ノ契約書ハ本組合ニ定ムル様式ニ依ル

小作人勝手ニ下預ケヲナスコトヲ得ス

但シ災後ニヨル下預ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　改正小作料ハ別ニ定ムル方法ニヨリ委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條　小作料ハ本縣生産検査米ヲ以テ毎年十二月三十日限リ本會指定ノ場所ニ持参支払ヲナスモノトス

尤モ合格米ニ対スル奨励米ノ支付額ハ地方慣習ニ従ヒ本會ノ定ムル如ニ依リ土地提供者ニ於テ負担スルモノトス

第二十三條　金納ヲナサムトスルモノハ其ノ旨十二月廿日マテニ本組合ニ届出スルヲ要ス　右代金ハ関宮村公定相場ニ依ル

但シ金納ノ場合ハ奨励米ヲ支付セス

第二十四條　米作以外ノ作付ヲナサントスル時ハ組合長並ニ地主ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

地下其ノ他地質ニ変化ヲ来スカ如キ行爲ヲ爲ス場合モ亦同シ

第二十五條　組合員ノ小作料未納ニ対シテハ精算期日ヲ六月三十日トシ三月一日ヨリ日歩二銭五厘ノ利子ヲ以テ徴収ス

但シ止ムヲ得サル事情ニヨリ予メ組合長ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

第二十六條　耕作上善良ノ注意ヲ怠リ或ハ小作料ヲ滞納スル等耕作者トシテ不適当ト認ムル時ハ委員會ノ決議ニ依リ耕作者ハ異議ナク無償ヲ以テ耕地ヲ返還スルモノトス

小作者ニ於テ田地ヲ耕作スル能ハス地主ニ返還セントスルトキハ前年ノ收穫前ニ組合長ニ届出ヲ爲スヲ要ス